

空き家活用等支援システム掲載審査会設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸住環境整備公社（以下「公社」という。）が管理・運用する、空き家活用等支援システム内の空き家活用等支援システム名簿を適正に管理するため設置する空き家活用等支援システム掲載審査会（以下「審査会」という。）の組織、審査事項、その他審査会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領は、神戸住環境整備公社すまいまちづくり支援人材等活用事業実施要綱（以下「要綱」という。）第46条に定める選定審査要領とし、審査会は、同条に定める選定審査会とする

(組織)

第3条 審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 神戸市建築住宅局政策課課長（空家空地活用担当）
- (2) 神戸市建築住宅局政策課課長（企画担当）
- (3) 神戸市建築住宅局建築指導部建築調整課長
- (4) 神戸市都市局都市計画課課長（開発調整担当）
- (5) 神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課長

(会長)

第4条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、神戸市建築住宅局政策課課長（空家空地活用担当）とする。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(審査事項)

第5条 審査会は、次の各号の事項について審査する。

- (1) 要綱第47条に規定する名簿掲載の可否
- (2) 要綱第53条に規定する名簿からの掲載取消の可否
- (3) 要綱第55条第1項に規定する名簿の掲載更新の可否
- (4) 本システム運用に関し公社から意見を求められた事項

(審査基準)

第6条 前条の審査は、要綱に定めるもののほか、別に定める審査基準に基づき行うものとする。
ただし、審査会で特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

(召集及び議事)

第7条 審査会は、会長が召集し、会長を議長とする。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(掲載の留保)

第8条 審査会は、申請の内容に疑義がある場合、掲載に関して条件を附し、かつ掲載を留保することができる。

2 事務局は、前項の疑義に関して遅滞なく調査を行ない、審査会の附した条件に基づき、掲載・非掲載に係る手続を行なうとともに、その結果を審査会で報告しなければならない。

(事務局)

第9条 審査会の事務局は、神戸住環境整備公社住環境部支援課に置く。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する